

私立学校における「いじめによる重大事態」の再調査に係る知事の判断について

R5.9.6 総務部教育・法人局学事課

1 再調査に係る知事の判断について

令和2年4月13日に学校法人から調査報告書を受領した「いじめによる重大事態」については、北海道いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）からの意見を踏まえ、再調査を行わないことを決定した。（R5.8.30）

2 調査委員会の審議結果

(1) 再調査の必要性

なし

(2) 上記の理由

- ・本事案については、当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- ・調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- ・学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取組への着手を確認できたこと。

3 経過

時 期	主な事項
平成30年～ 令和2年4月13日 令和2年4月17日 令和2年8月 ～令和5年5月 令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出。 ・学校法人が第三者を加えた調査組織を設置し、調査を開始。 ・学校法人が調査報告書を知事に提出。 ・知事が附属機関である調査委員会に対し「再調査の必要性の有無」について意見を照会。 ・調査委員会における審議等（計16回実施） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校の資料を精査・審議（10回） ▶ 学校へのヒアリング（5回） ▶ 被害保護者との面談（1回） ・調査委員会が「再調査の必要性はない」旨を知事に回答。

4 事案の概要

別紙のとおり

5 被害保護者の意向（令和2年10月面談時）

再調査を希望する。

6 本事案における学校の対応についての課題

- ・関係教職員による当事者生徒や関係生徒に対する聞き取り結果やその結果をどのように評価したのか、どのような共通認識のもとで対応に当たっていたのか等を適切にまとめた記録がなかった。
- ・関係生徒との面談や聞き取りに関する記録が適切に行われておらず、学校全体で共有するための記録を作成するという意識が希薄だった。
- ・いじめ防止等のための対策組織に校長が出席せず、別の会議等で報告を受ける運用となっていた。
- ・加害生徒に対し、管理職による訓戒処分を行うに当たり、加害生徒に説明を尽くし、当該処分の意味を理解し、受け入れることができるようにすべきだった。

7 学校における再発防止策

(1) いじめ防止を目指した体制の構築

① いじめ初期対応会議

- いじめに関し、何らかの情報を得た者からの報告内容により、初期対応（組織的対応）を校長（管理職）の判断で決定。
 - a 情報が不十分な場合は、聞き取りによる整合性の確認、周りからの情報収集を実施。
 - b いじめに関する情報が十分ある場合は「いじめ緊急対策会議」を開催。

② いじめ緊急対策会議

- 現在は、SNSへの書き込みなど、迅速な対応が必要な場合が多く、内容も複雑になっていることから、定例会議である「いじめ対策委員会」の開催を待つことなく校長（管理職）の判断で開催。

③ いじめ対策委員会

- 週1回、定例会議として実施する学年主任会を「いじめ対策委員会」と位置づけ、情報交換を実施。情報の中で、「いじめ初期対応会議」に挙げられている事案以外で、いじめに該当すると報告された事案のうち、いじめ緊急対策会議の開催に至らなかった事案について再度検討。（構成員：副校長をはじめとした管理職、学年主任、生徒部長、養護教諭）

④ 拡大いじめ対策委員会

- 月1回、定例会議として情報交換を実施。「いじめ対策委員会」において実施した情報交換の中で、いじめに該当すると報告された事案のうち、いじめ緊急対策会議の開催に至らなかった事案について、改めて確認。

（構成員：いじめ対策委員会に校長及びスクールカウンセラーを加え構成員を拡大）

(2) 学校から、生徒・保護者への対応

① 被害生徒・保護者

- 継続した支援（養護教諭・スクールカウンセラーへの接続）、学校としてのサポート体制などについて、丁寧な説明を行い、保護者の理解を得る。
- 被害生徒が通常の学校生活を不安や心配なく過ごせることが重要であり、その障壁を取り除くため、普段の学校生活を注意深く見守り変化があった場合には早急に対応。
- 特に学年やクラスの雰囲気作りが重要であり、周りの生徒が理解し、サポートできる環境を作り、被害生徒本人が安心できる居場所を作る。

② 加害生徒・保護者

- 継続した指導、支援（養護教諭・スクールカウンセラーへの接続）、学校としての指導の方向性や今後の本人に対する支援などについて、丁寧な説明を行い、保護者の理解を得る。
- 指導では、相手に対して嫌な思いをさせてしまったことを十分に理解させるとともに、なぜそのような行動をしてしまったのかを考えさせる。
- 支援では、本人が内面で抱えている潜在的な問題を把握できるよう努める。

(3) 養護教諭・スクールカウンセラーが行う日常的な対応

- 相談者は、生徒や保護者の相談内容の中に、いじめに該当すると報告された事案のうち、「いじめ緊急対策会議」の開催にいたらなかった事案がないか検討し、「いじめ緊急対策会議」の開催が必要な事案と判断した場合、校長（管理職）に報告し、校長は「いじめ緊急対策会議」の開催の必要性について検討。

(4) 未然防止・再発防止・検証

① 校内教職員研修の充実

- 全ての教職員を対象とする校内教職員研修において、いじめ防止対策推進法への理解を深め、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修の充実を図る。

② 地域や家庭との連携

- 自校の「いじめ防止基本方針」について、学校評議会・保護者会・学校ホームページ掲載などの機会を通して地域や保護者の理解を得ることでいじめの問題の重要性の認識を深める。

③ 検証

- 起こってしまった事案に対して、初期対応や事案確定後の該当生徒・保護者への連絡、理解、支援が十分であったか継続して検証。校内教職員研修会などで個人情報に配慮しながら事例研究を行うなどしてフィードバック。

事案の概要
(私立学校の調査報告書等より作成)

(1) 重大事態発生報告書提出に至る経緯

- ・私立高等学校の1年生徒（以下「被害生徒」という。）は、当該校に入学してきた。
- ・平成29年の夏頃、学校が実施した「悩み相談アンケート」において、被害生徒は「すれ違いに悪口等」と記載したため、担任は被害生徒との面談を実施し、加害生徒2名による嫌がらせ行為を受けていることについて確認したが、被害生徒から「夏休み明けまで様子を見て、継続していれば指導をお願いしたい」という発言があったため、継続して様子を見ることとした。
- ・夏休み明け以降担任は、被害生徒と保護者との面談を実施する中で、悩み相談アンケートの話題が出ると考え、生活状況を聞いたが、話題にはならなかったため、報告した管理職等と共に、本件の緊急性はないと判断した。
- ・同年秋頃、被害生徒から担任に対し、嫌がらせ行為が前よりひどくなったとの報告があった。
- ・学校は学年集会において、いじめや嫌がらせは絶対にあってはならないと全体指導を行った。
- ・被害生徒から担任に、被害生徒の方を見て「いるよ、いるよ」と発言する行為が未だに行われていると申告があったため、学校は目撃生徒及び加害生徒に対して個別聞き取りを実施したところ、加害生徒は申告された行為があったことを認め、謝りたいと発言した。
- ・学校は、それぞれの加害生徒及びその保護者を呼んで、処分の言い渡しを行った。
- ・後日、被害生徒の保護者から学校に電話があり、加害生徒の保護者が事実確認について一部否認したこと、学校の初動体制が遅かった旨の発言があった。
- ・同年秋頃、被害生徒は精神疾患を発症。診断書には「精神疾患の発症においては、学校におけるいじめが1つの大きな要因であると考えられる」旨の記載があった。
- ・平成30年の春頃、被害生徒の保護者から北海道庁及び学校に対し、本件について、いじめ重大事態の疑いがあるのではないかと申告があったこと、被害生徒が精神疾患を発症し、その継続治療中であることから学校はいじめ重大事態の疑いがあると認知し、当該学校から北海道知事に対し、重大事態発生に係る報告書を提出した。

(2) いじめの内容（調査報告書においていじめと認定されたもの）等

ア 背景事情

- ・平成29年の春頃、被害生徒は、トイレ前のベンチに置いてあった加害生徒Aの制服を被害生徒のクラスメイトの制服であると勘違いして教室に持ち帰ったが、クラスメイトからその制服は自分のものではないと言われたため、元の場所に戻した。加害生徒Aは、自分の制服についてクラスメイトに尋ねたところ、被害生徒が持っていることを聞き、加害生徒Bとともに被害生徒の教室に行き、加害生徒Bが被害生徒に制服の所在を尋ねたところ、被害生徒は元の場所に戻した旨を述べた。入学後、被害生徒と加害生徒A Bが直接接触したのはこの時が初めてであったが、加害生徒A Bは、被害生徒のことを「みんなにからかわれている生徒」と認識していた。

イ いじめの内容

- ・平成29年の夏頃から秋頃までの間に、加害生徒A Bは被害生徒の教室に行き、「いるいる」「あの人じゃない?」と言った。廊下などで被害生徒を見かけた際、加害生徒同士で目を合わせ笑った。廊下や教室ではほかの生徒が被害生徒をからかうような発言をした際、それに同調して笑った。被害生徒が友人とお弁当を食べていたところ、加害生徒A Bは被害生徒がいることを認識し、「いるよいるよ」「やばいやばい」と言った。1回目の謝罪の後、加害生徒A Bは校内で被害生徒に会った際、「こんにちは」と言ったが、返事がなかったため、被害生徒に近づき、「こんにちは」と数回言った。被害生徒に近づき、繰り返し「こんにちは」と言った行為は、被害生徒の心身の状態への配慮に欠けるものと判断。
- ・平成29年の行事の練習の際、被害生徒のクラスと加害生徒A Bのクラスは同じチームであった

が、加害生徒Bが加害生徒Aの肩を押し、加害生徒Aは加害生徒Bに対し「やめて」という趣旨のことを言った。被害生徒にとっては、加害生徒A Bと接近する可能性がある行事の練習自体、心理的に大きな負担となっていた可能性があると判断。

- 平成29年の夏頃、加害生徒A Bは被害生徒が着ていたクラスTシャツの背ネームを見て、背ネームを言ったり、他の生徒に同調して笑ったことが複数回あった。被害生徒にとっては、加害生徒A Bが発した背ネームの言葉は自分に対する悪口と感じたという点は共感できると判断。